

第3回

石和町、御坂町、一宮町 八代町、境川村、春日居町 合併協議会会議録

平成14年10月11日 閉会

第 3 回

石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会

平成 1 4 年 1 0 月 1 1 日

第3回 石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会

平成14年10月11日
午前11時00分開議
境川村総合会館

- 第1 開 会
- 第2 会長あいさつ
- 第3 議 事
 - (1) 報告事項
 - 報告第1号 委員の変更について
 - 報告第2号 任意協議会発足後の経過について
 - (2) 協議事項
 - 協議第1号 法定協議会への移行について
 - そ の 他
- 第4 そ の 他
- 第5 閉 会

開会 午前11時03分

司会

委員の皆様方、本日は大変ご苦労さまです。
開会に先立ちまして、相互にあいさつを交わしたいと思います。
恐れ入りますが、ご起立ください。
相互に礼。
ご着席ください。
本日の司会につきましては、協議会の事務局長でございます風間と申しますが、務めさせていただきますのでよろしくお願いたします。
それでは、ただいまから、第3回目になりますが、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会を開催させていただきます。
はじめに、当協議会の会長でございます石原石和町長からごあいさつをいただきます。

会長

皆さん、改めましておはようございます。
だいぶ秋らしくなってきました。
なにかとお忙しい時期ではございますけれども、定刻にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
この協議会を立ち上げたのは、ご案内のようにまだ暑い盛りの7月でございました。今回で3回目ということになるわけでありまして、申し上げましたように、柿の実もみごとに色づいた秋を迎えたわけでありまして。
その間、世間ではいろいろな問題がございました。北朝鮮による忌まわしい拉致事件が明るみに出る、こんな話の一方では、2人の日本人がノーベル賞を受賞するなど、元気の出るニュースもあったわけでありまして。
こうしている間に、どんどん月日が経っていくのが、なにか困ったなというふうな感じさえするわけでございますけれども、こうした中で、合併特例法の期限であります17年3月31日は、待ったなしでやってくるという感じがいたします。
現在、各専門分野につきまして、分科会で事務事業のすり合わせなど調整作業が鋭意行われているところでございます。
作業にあたっている職員の皆さん方には、自分たちがより良い市をつくっていきんだと、意気込んで頑張っていたいというわけでありまして、引き続き頑張っていたいと思っております。
今日の協議会でございますけれども、2つの報告事項と1つの協議事項がございます。
法定協議会への移行など大変重要な課題もあるところでございますが、そういうことで時間をおけば何かが出てくるということではございません。今、6町村は来るころまで来て、こままで来た感じがあるわけでありまして。
委員の皆様方には、ご協議によりまして合併のゴールに向けて一步一步、力強く進めていかなければならないと思っておりますので、どうぞご理解ご協力をお願いしたいと思っております。
今日の内容が充実したものになりますようお願いを申し上げながら、ごあいさつにさせていただきます。
よろしくお願いたします。

司会

ありがとうございました。

それでは、次第の3番でございます議事に移らせていただきたいと思います。規約に基づきまして、議長につきましては会長さんをお願いしたいと思います。

会長さん、よろしくをお願いします。

議長

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、報告事項であります。委員の変更について、事務局に説明を求めます。

事務局次長

資料の1ページをご覧くださいと思います。

委員の変更でございます。

石和町の議長さんの改選による変更でございます。新しい委員さんは志村勢喜さんでございます。

司会

それでは、委嘱状につきまして交付をお願いいたします。

(委 嘱 状 の 交 付)

議長

ただいま委嘱をさせていただきました。

議長改選によります変更ということでもありますけれども、志村勢喜さんには、よろしくお願いたします。

次に、第2号 任意協議会発足後の経過について、事務局に説明を求めます。

事務局次長

2ページ、3ページですが、ご覧くださいと思います。

今日は3回目になりますけれども、いままでの足取りを説明したいと思います。

まず、7月1日に6町村の町村長、議長が合併協議会設置に関する協議書に、署名をもって任意の協議会が立ち上がりました。石和町の旧石和保健所の2階に事務所を設置し、そこでいよいよ事務が始まりました。

7月9日、それから7月17日には、この6町村の枠組みの中で、将来構想につきまして基礎調査の研究会を立ち上げまして、将来構想策定の支援業務を開始しました。

それから、8月5日、6日、7日、8日と、事務のすり合わせをするために4つの専門部会をつくりましたので、それぞれ5日に総務・企画専門部会、6日には産業・経済・建設専門部会、7日は住民専門部会、8日は教育専門部会、それぞれの部会を立ち上げまして、それぞれの分科会で、いよいよ事務事業の調整がスタートしました。

それから、8月10日には合併協議会だよりの第1号を作りまして、関係6町村の全戸、約2万5千戸になりますが、配布したところであります。

それから、8月22日は第2回目の将来構想調査研究会、29日は3回目の将来構想調査研究会。第2回幹事会を開催いたしまして、法定協議会の設置時期等についても、そのへんから協議を始めたところであります。

それから、9月11日は第2回のこの任意合併協議会を開きまして、事務事業の調整方針につきましては、基本的には徴収は低いほうにサービスは高いほうでと、そういう基本的な考えを確認したところであります。また、合併基本4項目であります合併の方式、期日、新しい市の名称、場所

につきましては、まず合併の方式につきましては新設合併にしよう確認いたしました。残り3つについては、また継続して審議をすると、そういう概要でございました。

3ページにいきまして、10月1日には関係6町村の町村長さんによりまして調整会議を開きまして、基金とか起債などの合併前の事業の基本的な方針などについて協議しました。それから、合併協議会のホームページが開設されましたので、合併協議会だよりの中にあるアドレスを入れていただければ開くことができます。そして、もう少ししましたら、民間の接続会社のところでもリンクする予定ですので、お楽しみにお待ちください。

それから、10月3日につきましては、分科会を受けて教育専門部会がございました。

10月4日につきましては、将来構想調査研究会がいよいよ学院大学の江口先生を座長に本格的に話し合いが始まり、次回につきましては10月29日にやる予定でございます。今後の将来構想の研究会につきましては、月1回くらいのペースで開催していき、具体的には来年の2月にその報告書がまとまるものという、そういう約束になっております。

それから、10月8日には住民専門部会、それから10月9日には総務・企画専門部会が開催されました。

めくっていただきまして、4ページ、5ページですが、実務的な実動部隊であります分科会におきまして、こういうような回数を重ねて開催されております。

4つの専門部会がありまして、計25個の分科会がありますが、例えば、4ページの下の方の福祉分科会、これにつきましては福祉分科会という一つのくりでございましたが、実際やってみるうちに社会福祉、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、4つに分けたほうが良いという意見がありましたので4つに分けました。右側の建設分科会も同じ理由であります。

そうしますと、具体的には25の分科会で始まったものが、実質的には現在、計33個の分科会で事務のすり合わせが始まっております。

事務次長として見ておりますと、まず、1回目、2回目ではなかなか遠慮するところがあるのかなと、ところが2回目の後半あたりから、各町村の職員も自分の町をつくるんだという意識からでしょうか、活発な議論がなされております。

ある分科会においては、終わったあと懇親会をするような雰囲気も出ておりますので、やがては新しい市の同じ職員になるわけですから、そういう意味でも分科会の意義があるのかなと。

それぞれの会議の開催状況に併せまして、分科会における職員の雰囲気を併せて報告させていただきます。

議長

説明がございました。

ただいまの経過報告の中で、何かご質問等ございますか。

(な し)

ご質問等がないようですので、次の協議事項に入らせていただきます。

法定協議会への移行について、提案理由などにつきまして事務局から説明をお願いします。

事務局次長

めくっていただきまして、6ページ、7ページでございます。法定協議会への移行について。

法定協議会への移行についてであります。前回の協議会で、次回は法定協議会への移行を視野に入れた話し合いをしよう、ということになっておりました。また、事務レベルの段階でも、11月中旬くらいを目途に移行をするべきというような、共通認識を一応しているところであります。

では、移行の理由について説明させていただきます。

まず、一番目の理由に、合併協定項目や新市将来構想及び新市建設計画などを、責任ある法定協議会において策定するためとありますが、当協議会としましては、合併協定項目、7ページに協定書のほんの一例がありますが、一番上の合併の方式から始まって30番目の新市の建設計画、これらを合併のための協定書として今後は詰めていかなければならない、それが合併協定書の一例ですと示しております。

また、新市の将来構想や建設計画を策定するためと書いてありますが、協議会の協議結果を住民の皆様に対して責任あるものとするため、地方自治法や合併特例法に基づきまして、各町村議会の議決を得て、法定の協議会を設置する必要があります。

議会の議決を経ている協議会でありますので、法定協議会での協議による決定事項については、法的な拘束力があるわけでありまして、つまり、よりグレードアップした協議会にする必要があるということでございます。

次に、2番目の理由ですが、合併関係町村が6町村と多いことから、十分な協議期間を確保するため、これにつきましては、先ほど合併協定項目の一例を示しましたが、これはほんの一例でございます。その一つひとつの項目の中に実はたくさんの事業があるわけですから、それらを一つひとつ詰めていかなければならないということでございます。

総務省が示しております合併マニュアルでは、法定協議会を設置して合併まで、標準で20カ月くらいと言われております。合併の最終年度であります平成16年度の9月県議会を目標にした場合でも、来月11月から計算して、16年の9月まででは22カ月ということでありまして、2カ月の余裕しかないということでありまして、

また、2町や3町の合併ではなくて6町村の合併ですから、やはり十分な協議会の開催が必要なことは、ご理解をいただけるのかなと考えています。

次に、3番目の理由、合併重点支援地域の指定を受け、合併前特例事業の活用を図るため、これをやるわけですが、国はこの平成の大合併に関して非常に前向きであります。いろんな支援策を作り出してあります。

先の協議会でも私が、合併後には400億円程度の事業が、有利な合併特例債でできる話をしましたけども、実は、合併前から合併関係市町村が行う合併に向けた事業に対しては、同じような補助制度がございます。それを受けるためには法定協議会を設置して、県から合併重点支援地域という指定を受けなければ、その制度が使えないというシステムになっております。

今、思いつく事業としまして、例えば電算システムがあります。現在、各市町村でさまざまな事業が電算処理されておりますが、それらについて統一したほうがいいのか、または、統一しなくてもやっていけるのか、もちろん統一すべきとは思っておりますけれど、統一するならば、少なくとも新市の発足前までには、試運転を済ませておくよう準備する必要がある。そういうこととあります。

また、これ以外の事業でも、県の土木事業につきましても、合併重点支援地域に指定されますと優先的に採択をされると、そんな利点がございます。

次に、4つ目の理由であります、国の合併準備補助金(1町村500万円)を有効活用するため。これでありまして、国の合併準備補助金というのがあります、1町村当たり、単年度限りですが500万円の補助をもらえます。補助金といっても、むしろ交付金みたいな制度補助金でございますが、現在、当協議会は県から300万円の補助金、各町村から200万円の負担金を受けて運営しております。500万円を6町村ということですから3千万円、つまり3千万円をうまく年

度ごとに活用すれば、かなり負担を軽くすることができるものと考えております。

以上、4点が主な法定協議会へ移行しようとする理由であります。

よろしくご協議をお願いします。

議長

事務局から説明がございました。

国からの補助を有効的に活用するといった財政的な理由以外にも、2町、3町の合併ではなく、私どものところは6町村という合併でありまして、合併特例法の期限前に余裕をもって法定協議会で詰めていきたいということがあるわけでありまして。

ここで、委員の皆様方から、法定協への移行についてご意見がございましたら、お願いしたいと思っております。

今日は3回目ということでございまして、流れといいますか、そういうものにつきましては十分ご理解をいただいていると思うわけでございますが、このような方向でよろしゅうございましてか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございました。

法定協議会へ移行ということでご賛同いただけたと思いますが、そういたしますと、立ち上げの日などが問題になるわけでありまして、どのようにいたしましょうか。

これは6町村が歩調を合わせていくことが望ましいわけでありまして、これらにつきましては若干調整も必要でございますので、私から提案させていただきたいわけでありまして、まず、その前に各町村の議会の皆様方とも相談しなければなりません。議決が必要になるわけですので、当然のことではございますが。

ここで、各町村の議長さん、町村長さん方、暫時休憩させていただきますまして、そこで法定協議会の立ち上げの日程、あるいは議会の開催等につきまして、若干調整をしていただければと思っておりますが、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時36分

議長

それでは、再開させていただきます。

ただいま町村長さん方と議長さん方、ご一緒に協議をしていただきました。

大変忙しい時期でありますけれども、協議の結果につきましてご報告させていただきます。

それぞれの議会には、11月5日に議会で議決をいただく。そうしまして、11月8日に法定協の立ち上げをするということで、ご理解ご協力をいただけることになりましたので、皆様方のご協力をいただきながら、末広がりの11月8日を目途に法定協を立ち上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題のその他に入らせていただきます。

事務局、お願いいたします。

事務局次長

事務局からお手元に資料というのをお配りしてございますが、それをご覧いただきたいと思っております。

早速、未広がりの8日に発足する新しい合併協議会の規約、組織でございますが、最後のページ、組織図と法定協議会の委員構成をお願いしたいと思います。

まず、右の法定協議会の委員構成であります。

現在の任意協議会につきましては、左側ですが、1号委員として町村長さん、2号委員として町村議長さん、3号委員として町村職員、助役さんとか収入役さんですけど、それから4号委員としまして学識経験者の各町村2名ということでございます。

今度、発足する法定協議会につきましては、幅広く意見をお聞きすることが大切ですので、人数を増やすことを考えております。具体的には、1号委員として町村長さん、2号委員として町村議長さん、3号委員として町村議員の方、また4号委員として町村の職員、5号委員として学識経験者という枠で6名とさせてもらっています。この中身ですが、具体的に事務局の案ですが、農林業の関係、商工業の関係、保健福祉の関係、教育の関係、青年、それから地域、こんなような枠組みを一応考えております。

以上の10名の委員さんで、合計60名と考えております。

それから、その上に会長1名、副会長5名、監事2名、これは同じですが、顧問というのを1名考えております。顧問1名につきましては、峡東地域振興局長をお願いしまして、県への調整とかいろいろありますので、新市の将来構想を作っていく中でも、県としてのご意見も伺いたいと考えておりますので、顧問にお迎えする予定でございます。

先ほどの5号委員の学識経験者が6名ですが、私どもの案としましては農林業関係、商工業関係、保健福祉、教育、青年、それから地域と、その6つ選出を考えているということでございます。

以上が委員の構成でございます。

前のページですが、合併協議会の組織体制図ということですが、今度、法定合併協議会をつくりまして委員を60名と、ずいぶん大きな会議になりますので、専門部会とかからの報告をその都度60名の委員さんにお集まりいただいて、そこでご協議をいただくというのは、非常に小回りが悪いものですから、60名の委員さんで小委員会というのをつくりまして、小委員会でそれぞれの分野の協議事項を協議してもらう。そこが今の任意の協議会とは違う点でございます。

組織図ですが、一番上に合併協議会があって、その下に新たに小委員会、総務・企画から始まって産業・経済・建設、住民、教育と4つの小委員会をつくって、60名の委員さんには、この4つに分かれていただいて、それぞれの分野でご協議を願う。

この小委員会の下に、当然のごとく事務レベルであります専門部会、これは各町村の関係課長でございますが、それらで構成される専門部会。

それから、その下に実際の実動部隊であります、各町村の係長さんクラス、または実際に事務をしている人たちからなる分科会でございます。

一番下に、私ども縁の下の力持ち、協議会事務局がいるという状況でございます。

右のほうへいきまして、幹事会につきましては町村の総務・企画課長さんをお願いしたい。その中で将来構想策定調査研究会とか、そのへんも引き続きやっていきたい。そうやる中から将来構想の策定、それから建設計画策定小委員会という、その上にあります6町村長さん、それから6町村の議長さん、それから顧問にお迎えした峡東振興局長さんからなります小委員会で、大きいところ、将来のまちづくりのマスタープランみたいなものをここで作ってもらいたい。それらについては、当然のごとく60名からなる合併協議会へかける中で、新しい市の将来を決めていきたいという構成になっております。

規約につきましては、この組織体制図をそのまま文書に市ただけですから、説明は省かせていた

だきます。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

今、合併協議会の組織体制図、あるいは委員の構成等につきまして、事務局から説明がございました。

このほかについての質問等含めまして、委員の皆様方から何かご意見等ございましたらお願いいたします。

いろいろとご協力をいただいていた現在の委員さんのほかに、先ほど説明がありましたように、新しい委員さんもお加わりいただきながら、法定協でいろいろな協議をしていきます。その取り組みにつきましては、説明のありました組織体制図に従って行うようになるわけでございます。

それでは、特にご質問もないようでありますので、以上で議事を終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

司会

議長さん、ありがとうございました。

それでは、次第の4番目でございます、その他でございますが、事務局から何かございますか。

(「ありません」の声あり)

ないようでございます。

それでは、以上をもちまして閉会させていただきたいと思いますが・・・。

(「すみません」の声あり)

委員

前回、傍聴に来た方で、できたら資料をほしいと言っていましたけども、そんなふうなことの検討はできないでしょうか。

事務局長

ただいま、傍聴者への資料ということでございます。

これまでの経緯では、傍聴者の方々には資料というものは特にしつらえてございません。今後、事務局のほうで検討させていただきたいと思います。

司会

ほか、委員の皆さん方からその他でございませんか。

(なし)

ないようでございます。

それでは、閉会とさせていただきたいと思います。

相互に礼を交わしたいと思います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時47分

第3回 石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会 出席者

平成14年10月11日

【石和町】

石原昭夫
志村勢喜
島田修
土屋康海
風間雅子

【御坂町】

小澤栄真
矢野一則
原田徹
落合輝政
岡美枝子

【一宮町】

小宮山文明
雨宮良孝
竹下光広
飯島忠資
岩間と志子

【八代町】

古屋貞次
祖父江正
中村春樹
風間幸
風間好美

【境川村】

角田義一
小澤恒夫
中村長年
桑原強
新田治江

【春日居町】

金井豊明
小川一美
生原英喜
佐藤泰雄
飯田章雄